

北九州市立 黒畠小学校

# PTA規約

(令和5年 改正案)

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は「北九州市立黒畠小学校PTA」(以下、本会と言う)と称し事務局を黒畠小学校(以下、学校と言う)に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校・家庭及び地域社会の緊密な連携のもとに、保護者と教師が一致協力して児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 保護者と教師とが、児童の教育について自由に意見を交換し合い、互いに理解と親睦を深めるよう努力する。

(2) 父母と教師が互いに協力しあって、よい社会づくりに努めるとともに偏りのない教育をめざして、よい保護者・よい教師となるよう努力する。

(3) 学校・家庭及び地域社会の緊密な協力によって児童の校内・校外における生活を善導し、児童の福祉を増進する。

(4) 目的を同じくする他の団体及び機関と協力し、各種の行事に参加する。  
ただし、特定の政党や宗教に偏らず、また、営利を目的とする行為は一切これを行わない。

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第二章 会員

(資格)

第4条 (1) 会員は、本校に在籍する児童の保護者、および、本校に勤務する教職員のうち、所定の入会手続きを行った者とする。

(2) 会員は、所定の退会手続きを行うことにより、本会を退会できる。

(3) 会員としての資格を喪失した場合は、会員を継続することができない。

(権利・義務)

第5条 (1) 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

(2) 会員はすべて本会の活動に積極的に参加するものとする。

(3) 会員はすべて本会の運営について意見を述べることができる。

(4) 会員は会費を納めなければならない。

ただし、特別の事情のある場合はこれを免除することができる。

## 第三章 役員および会計監査

(役員の体制)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、書記 若干名、会計 若干名

(役員の任務)

第7条 (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。

(3) 書記は次の業務を行う。

① 会員および役員名簿の整理保管

② 各種会議の議事録の作成

③ 本会に関する文書の受発送取扱に関する事項

(4) 会計は次の業務を行う。

① 金銭出納に関する事項

- ② 会計に関する書類の整理保管
- ③ 会計報告に関する事項
- ④ その他会計に関する事項

(役員の選任と任期)

- 第8条 (1) 役員会は次年度の役員の候補者を選考し、定期総会で承認を受ける。
- (2) 役員会および学校代表は、役員の候補者を推薦することができ、全会員を対象に公募することができる。
- (3) 役員の任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。なお、年度途中に欠員が生じた場合は、他の役員または会員から補完できるものとし、補充者は前任者の残任期間とする。

(会計監査の体制)

- 第9条 本会に会計監査を2名置く。

(会計監査の任務)

- 第10条 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

(会計監査の選任と任期)

- 第11条 (1) 役員会は、会計監査の候補者を選考し、会計監査を選任する。ただし、会計監査は、原則、役員を兼ねることができない。
- (2) 役員会および学校代表は、会計監査の候補者を推薦することができ、全会員を対象に公募することができる。
- (3) 会計監査は、監査報告した定期総会の成立をもって任期を終える。

## 第四章 機関

(機関)

- 第12条 本会に次の機関を置く。

- (1) 定期総会
- (2) 役員会

(総会)

- 第13条 (1) 総会は本会の最高議決機関であって、毎年4月に開催する。
- (2) 総会の日時・場所・議題等は7日前までに文章にて全会員に通知する。
- (3) 議長は総会会場にて選出する。
- (4) 総会の定足数は会員数の3分の1以上とし、委任状を認める。
- (5) 総会における議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。賛否同数の場合は議長の裁決にする。
- (6) 定期総会は次の事項を審議する。
- ① 前年度事業実績および決算の報告
  - ② 新年度事業計画および予算案
  - ③ 新年度役員の決定
  - ④ 規約の改正・その他の重要事項
- (7) 臨時総会は役員会において必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったとき、会長がこれを召集するものとし、要求のあった日から1か月以内に開催される。

(役員会)

- 第14条 (1) 役員会は、役員および校長・教頭・教務主任をもって構成する。
- (2) 役員は本会の重要な事項を審議する。
- ① 総会に提出する議案の審議
  - ② 総会又は役員会に付託された案件の審議

- ③ その他、本会の運営機関として必要と認めた事項の審議
- (3) 役員会は会長が必要と認めたとき召集する。
- (4) 年間における具体的活動方針を審議、議決する。
  - ① 企画・調査に関する事項
  - ② 広報に関する事項
  - ③ 家庭教育学級・学校給食に関する事項
  - ④ 保健衛生・体育の奨励に関する事項
  - ⑤ 校外における生活指導・地域との連携に関する事項
- (5) 緊急又は重要な事項について、総会での審議を行うことが著しく困難な場合、総会に代わってこれを審議決定する。
- (6) 役員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者数の過半数の同意を必要とする。
- (7) 役員および会計監査の選出。

## 第五章 会計

(会計)

第15条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 会費は総会によって決定する。

(予算)

第17条 本会の予算は、前年度末の役員会で立案し、新年度の総会で認められた予算によって行われる。なお、必要に応じて年度中に役員会に承認を得て修正予算を組むことができる。

(会計監査)

第18条 本会の会計は会計監査を経て、総会に報告されなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第六章 付則

(規約改正)

第20条 本規約の改正は総会において出席会員の過半数の承認を要する。

(細則)

第21条 その他必要な事項については、役員会において細則を設けることができる。

(発効)

第22条 この規約は昭和36年4月23日より実施する。

## 規約一部改正

昭和37年	4月18日	昭和38年	4月19日	昭和47年	4月14日
昭和48年	5月13日	昭和52年	4月24日	昭和61年	4月19日
平成5年	4月17日	平成6年	4月14日	平成8年	4月20日
平成8年	12月21日	平成10年	11月16日	平成11年	5月1日
平成13年	2月16日	平成13年	4月13日	平成17年	2月3日
平成28年	4月23日	令和5年	5月1日		